

○東温市障害者移動支援事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日告示第 82 号)

**改正** 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号 平成 19 年 5 月 30 日告示第 31 号  
平成 21 年 7 月 17 日告示第 68 号 平成 21 年 10 月 26 日告示第 89 号  
平成 22 年 4 月 1 日告示第 38 号 平成 22 年 7 月 30 日告示第 67 号  
平成 23 年 3 月 10 日告示第 25 号 平成 23 年 6 月 1 日告示第 84 号  
平成 23 年 9 月 27 日告示第 113 号 平成 25 年 3 月 8 日告示第 18 号  
平成 25 年 3 月 28 日告示第 33 号 平成 26 年 2 月 27 日告示第 16 号  
平成 27 年 3 月 9 日告示第 29 号 平成 27 年 12 月 16 日告示第 154 号  
平成 28 年 2 月 29 日告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 8 号に規定する移動支援事業に係る給付費(以下「移動支援費」という。)の全部又は一部を支給することについて必要な事項を定める。

(支給対象者)

第 2 条 移動支援費の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)とする。

- (1) 単独で外出することが困難な 18 歳以上の全身性障害者であつて、身体障害者手帳における肢体不自由の程度が 1 級に該当し、かつ、両上肢及び両下肢の障害等級が 1 級若しくは 2 級の機能障害を有する者又はそれらと同等の状態にある者
- (2) 付添いを必要とする状況にある 18 歳以上の知的障害者
- (3) 付添いを必要とする状況にある 18 歳以上の精神障害者であつて、精神障害者保健福祉手帳を所持している者又は精神障害を事由とした障害基礎年金若しくは特別障害給付金の受給者
- (4) 屋外での移動に著しい制限のある 18 歳未満の全身性障害児(身体障害者手帳における肢体不自由の程度が 1 級に該当し、かつ、両上肢及び両下肢の障害等級が 1 級若しくは 2 級の機能障害を有する者又はそれらと同等の状態にある者)、知的障害児(原則として療育手帳を所持してい

る者)又は精神障害児(精神障害者保健福祉手帳を所持している者)であつて、保護者が付添うことができない状況にある者

(5) 障害福祉サービスにおける同行援護の受給資格を満たさず、かつ単独で外出することが困難な18歳以上の視覚障害者であつて、身体障害者手帳における障害の程度が1級若しくは2級の者又はそれらと同等の状態にある者

(6) 障害福祉サービスにおける同行援護の受給資格を満たさず、かつ屋外での移動に著しい制限のある18歳未満の視覚障害児(原則として身体障害者手帳における障害の程度が1級又は2級の者)であつて、保護者が付添うことができない状況にある者

(7) 第1項で規定する対象者と同程度の状態にある治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上の者

(8) 第1項で規定する対象者と同程度の状態にある治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の者であつて、保護者が付添うことができない状況にある者

(支給申請)

第3条 移動支援費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(様式第1号)に世帯状況・収入・資産等申告書(様式第1号の2)及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(聴き取りの実施)

第4条 市長は、移動支援費の支給決定を行うため、当該職員をして当該支給決定に係る障害者等の障害の種類及び程度その他の心身の状況等に関する事項の聴き取りを実施させるものとする。

2 前項の聴き取りに当たっては、概況調査票(様式第2号)を使用するものとする。

(支給決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により聴き取った事項を総合的に勘案のうえ、支給を行うことが適当であると認めるときは、申請者に対し移動支援費の支給決定を行うものとする。

(支給決定の有効期間)

第 6 条 支給決定期間は、原則として支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と 1 年間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、1 年間とする。

(通知等)

第 7 条 市長は、第 5 条の支給決定を行ったときは、その旨を地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知し、併せて、地域生活支援事業受給者証(様式第 4 号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(利用方法)

第 8 条 移動支援の提供を受けようとする者(障害児の場合はその保護者)は、本市に登録する移動支援事業者(以下「登録事業者」という。)に受給者証を提示しなければならない。

2 登録事業者は、移動支援の提供の都度、地域生活支援事業提供実績記録票(移動支援)(様式第 5 号)に必要事項を記載し、利用者の確認を受けるものとする。

3 登録事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書(様式第 6 号)により、市長に遅滞なく報告しなければならない。

4 本事業の利用及び実施にあたっては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 行動援護、重度訪問看護、重度障害者等支援対象者は介護給付を優先する。ただし、利用状況がそれぞれの要件に該当しない場合に利用できるものとする。

(2) サービスの提供範囲は原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。

- (3) 利用開始場所及び終了場所は、利用者の安全が確保され、かつ家族又は介護者等からの引受け及び引渡しが確実にを行うことができる範囲であれば自宅でなくてもよいものとする。ただし、その場所が市外の場所である時は、運営主体からの派遣介護者(以下「介護者」という。)の回送にかかる交通費は利用者の実費負担とする。
  - (4) 移動に伴う交通費、入場料等の実費分については利用者の負担とする。
  - (5) 通学支援については、保護者等の疾病や就労等のやむを得ない場合、かつ他に通学手段がない場合に利用できるものとする。なお、疾病による理由の場合には、医師の診断書、保護者の就労による場合には就労に関する証明書を添付すること。
  - (6) 通所支援については、当該施設・事業所(以下「当該施設等」という。)が送迎している場合は、当該施設等による送迎を利用しなければならない。
  - (7) 通学・通所支援は、1日に2回を限度とし、月46回まで利用可能とする。
  - (8) 通院については、原則として、居宅介護(通院等介助)で対応することとする。ただし、居宅介護(通院等介助)の事業所登録がされている事業所において、移動支援と組み合わせてサービスの提供が行われている場合及び突発的な場合に限り、移動支援で対応可能とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象外とする。
- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
  - (2) 通年かつ長期にわたる外出
  - (3) 社会通念上適当でない外出
- (申請内容の変更の届出)
- 第9条 移動支援費の支給決定を受けた者(以下「支給決定障害者等」という。)は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、居住地等変更届出書(様式第7号)により14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第 10 条 受給者証の再交付の申請をしようとする者は、受給者証再交付申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(支給量の変更)

第 11 条 移動支援費の支給決定を受けた者は、支給量の変更を申し込むときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みに基づき支給量の変更を決定したときは、その旨を地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第 10 号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第 12 条 市長は、次に掲げる場合には、移動支援費の支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定に係る障害者等が、移動支援の提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。

(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(3) 支給決定障害者等が第 3 条の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

2 市長は、前項の規定により移動支援費の支給決定の取消を行ったときは、当該取消に係る支給決定障害者等に対し、受給者証の返還を求めるものとする。

(請求及び支給)

第 13 条 移動支援の提供を受けた者(障害児の場合はその保護者)は、移動支援費請求・受領委任届出書(様式第 11 号)により移動支援費の請求及び受領を登録事業者に委任することができる。

(移動支援費の支給)

第 14 条 移動支援費の支給は、移動支援に関して次条の規定により支給する給付とする。

(移動支援費)

第 15 条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、第 8 条に規定する事業者(以下「移動支援事業者」という。)から移動支援の提供を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該移動支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、移動支援費を支給する。

2 当該移動支援費の額は、移動支援に通常要する費用につき、別表第 1 に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援に要した費用の額)の 100 分の 90 に相当する額とする。

(高額地域生活支援事業サービス費)

第 16 条 支給決定障害者等が同一の月に受けた移動支援に要した費用の額の合計額から前条第 2 項の規定により算定された当該同一の月における移動支援費の合計額を控除して得た額が、別表第 2 に定める上限月額を超えるとき又は、東温市日中一時支援事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82-2 号)に基づく日中一時支援、東温市障害者生活サポート事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82-3 号)に基づく生活サポート、東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成 21 年東温市告示第 88 号)に基づく東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業、東温市訪問入浴事業実施要綱(平成 22 年告示第 33 号)に基づく訪問入浴事業及び東温市障害児タイムケア事業実施要綱(平成 19 年告示第 21-1 号)に基づくタイムケア事業を利用した際に要した費用と前条第 2 項の規定により算出した額の合計額が、別表第 2 に定める上限額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援事業サービス費を支給するものとする。

2 高額地域生活支援事業サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援事業サービス費支給申請書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき、高額地域生活支援事業サービス費の支給又は、不支給の決定をしたときは、高額地域生活支援事業サービス費支給

(不支給)決定通知書(様式第 12 号の 2)により、当該決定に係る支給決定障害者等に通知するものとする。

(登録の基準)

第 17 条 第 8 条第 1 項の登録は、次の各号のいずれかに該当することを要件とし、移動支援を行う事業所ごとに行うものとする。

(1) 平成 18 年 9 月 30 日において現に法第 29 条第 1 項の指定のうち、外出介護の指定を受けていること。(法附則第 11 条第 1 項の規定により外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたものとみなされている事業者を含む。)

(2) 法第 29 条第 1 項の指定のうち、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護の指定を受けていること。

(登録の申請)

第 18 条 移動支援を提供しようとする事業者は、移動支援事業者登録申請書(様式第 13 号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、登録に関し必要があると認めるときは、前項の申請に必要な書類等の添付を求めることができる。

(登録)

第 19 条 市長は登録の可否を決定したときは、移動支援事業者登録(却下)通知書(様式第 14 号)により申請事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更の届出)

第 20 条 登録事業者は、第 17 条の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について移動支援事業者登録事項変更届出書(様式第 15 号)により市長に届け出なければならない。

(休止、廃止及び再開)

第 21 条 登録事業者は、当該移動支援事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を記載した移動支援事業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第 16 号)を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、休止し、又は再開した年月日

(2) 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由

(3) 休止した場合によっては、休止の予定期間

(移動支援事業の運営基準)

第 22 条 登録事業者は、移動支援事業の実施に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 58 号)を遵守しなければならない。

2 移動支援の提供に当たる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 居宅介護従業者養成研修の視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(視覚障害者及び視覚障害児への支援に限る。)

(2) 居宅介護従業者養成研修の全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(全身性障害者及び全身性障害児への支援に限る。)

(3) 居宅介護従業者養成研修の知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者(知的障害者及び知的障害児への支援に限る。)

(4) 行動援護従業者養成研修修了者(知的障害者、精神障害者、知的障害児及び精神障害児への支援に限る。)

(5) 介護福祉士

(6) 居宅介護従業者養成研修の 1 級課程、2 級課程又は 3 級課程修了者

(7) 重度訪問介護従業者養成研修修了者(全身性障害者及び全身性障害児への支援に限る。)

(8) 介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者

(9) 都道府県知事等から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

(調査及び指導)

第 23 条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、移動支援事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、登録事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 市長は、前項の改善指導について、改善が認められるまでの間、事業の中止を命ずることができる。この場合において、市長は、あらかじめ書面をもって登録事業者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第 24 条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 17 条各号のいずれにも適合しなくなったとき。
- (2) 移動支援費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 登録事業者が、不正の手段により第 8 条第 1 項の登録を受けたとき。
- (4) 前条の規定に基づく改善指導に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、移動支援事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

(遵守事項)

第 25 条 登録事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

- 2 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 3 登録事業者は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 登録事業者は、より質の高いサービスを提供するためのリスクマネジメントの体制整備について努めなくてはならない。
- 5 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合には、市長及び介護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 6 登録事業者は、従事者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。
- 7 登録事業者は、利用者等に関する情報を保護するためマニュアルを作成しなければならない。また、事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 26 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。  
(申請の省略)
- 2 平成 18 年 9 月 30 日において現に法第 19 条第 1 項の規定による支給決定(外出介護に係るものに限る。)を受けている者(法附則第 5 条第 1 項の規定により外出介護に係る支給決定を受けたものとみなされている者を含む。)については、この告示の施行日に、第 5 条第 1 項の規定による支給決定を受けたものとみなす。  
(届出の省略)
- 3 この告示の施行の日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、施行日の前日において第 16 条の規定を満たしている事業者については、施行日に第 17 条の規定による事業者の登録の届出をしているものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号)抄

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日告示第 31 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 7 月 17 日告示第 68 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 10 月 26 日告示第 89 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 38 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 30 日告示第 67 号)

この告示は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 10 日告示第 25 号)  
この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 6 月 1 日告示第 84 号)  
この告示は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 27 日告示第 113 号)  
この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日告示第 18 号)  
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日告示第 33 号)  
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 27 日告示第 16 号)  
この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 9 日告示第 29 号)  
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 154 号)  
この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 38 号)  
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 15 条関係)

[別紙参照]

[別紙参照]

別表第2(第15条、第16条関係)

区分	上限月額	備考
一般	37,200円 障害者 (9,300円) 障害児 (4,600円)	市民税課税世帯(ただし、市民税所得割額が16万円(障害児にあっては28万円)未満の世帯については、上限を9,300円(障害児については4,600円)まで軽減する。)
低所得2	0円	市民税非課税世帯であって、「低所得1」以外の者
低所得1	0円	市民税非課税世帯であって、障害者(障害児の保護者)の収入が年間80万円以下の者
生活保護	0円	<u>生活保護世帯</u>

備考 上限月額の認定方法については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発行する「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」の通所施設・在宅サービス等軽減の上限月額の認定方法に準じるものとする。

様式第1号(第3条関係)

地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書  
[別紙参照]

様式第1号の2(第3条関係)

世帯状況・収入・資産等申告書  
[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

概況調査票

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業提供実績記録票

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

居住地等変更届出書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

受給者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 13 条関係)

地域生活支援事業請求・受領委任届出書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 16 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第 12 号の 2(第 16 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 18 条関係)

地域生活支援事業事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 19 条関係)

地域生活支援事業事業者登録承認(却下)通知書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 20 条関係)

地域生活支援事業登録事項変更届出書

[別紙参照]

第 16 号様式(第 21 条関係)

地域生活支援事業事業廃止(休止・再開)届出書

[別紙参照]

別紙

移動支援事業実施要領

[別紙参照]